

虐待防止マニュアル

株式会社グロウキッズ

作成日：2025年10月08日

1. 目的・適用範囲

本マニュアルは、児童の最善の利益と人権を最優先し、身体的・心理的・性的虐待およびネグレクト、ならびに不適切保育を未然に防止し、発生時に適切な対応を行うことを目的とする。

適用範囲：当社を介して提供するベビーシッター業務に関与するすべての者（登録シッター、運営者、協力事業者、バックオフィス）。対応エリアは全国とし、自治体の指導・助言を尊重する。

2. 用語の定義

- ・虐待の4類型：身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクト（保護の怠慢・拒否）。
- ・不適切保育：子どもの人権・人格尊重の観点に照らし改善を要すると判断される行為（威圧、見せしめ、過度な身体拘束、合理的根拠のない飲食制限等）。
- ・高リスク行為：入浴介助、投薬、送迎、夜間帯の単独介助、密室での長時間接触など。

3. 禁止行為

体罰、暴言、威圧、長時間の隔離、過度の身体拘束、必要性のない身体接触、放置、合理的根拠のない飲食制限、晒し・見せしめ、無断撮影や私的利用、SNS等への発信を禁止する。

4. 未然防止

4.1 採用・登録・配置

- ・本人確認（顔写真・現住所）、資格/経歴確認、犯罪歴に関する自己申告および同意を取得する。
- ・虐待防止・個人情報保護・ハラスメント防止の研修受講と理解度テストを実施する。

4.2 事前合意と二者承認

- ・ 高リスク行為（入浴介助・投薬・送迎・夜間帯の単独介助・写真撮影等）を実施する前に、保護者に目的・手順・範囲・留意点を事前に説明し、書面または電子記録で同意の取得事実を残すこと。
- ・ 同意取得の記録には、対象児名、実施内容、実施可能時間帯、実施者、同意日時、同意者を含めること。
- ・ 当該行為の開始・終了時刻および実施有無を運営が確認できる形でタイムスタンプ付きに記録すること。
- ・ 同意内容に変更が生じた場合は、変更前に再説明と再同意を得ること。

4.3 可視化と業務設計

- ・訪問の開始時刻・終了時刻・在宅状況を、保護者と運営の双方が確認可能な手段で共有すること。
- ・緊急連絡先（保護者二系統・運営責任者・119・110・189）を事前に確認し、当日有効であることを確認すること。
- ・入浴・排泄・着替え等の身体介助は必要最小限かつ開示的に行い、施錠や長時間の密室化を避けること。
- ・住居内の危険物・火気・薬品等について、保護者に確認のうえ安全配置を徹底すること。

4.4 高リスク場面の標準手順

- ・おむつ替え・着替えは声掛け→説明→最小限接触の順により実施すること。
- ・入浴介助は同意範囲内・短時間・開示的環境で実施し、実施後に事実の簡潔な記録を残すこと。
- ・投薬は医師指示と保護者の依頼内容に一致することをダブルチェックし、用量・時刻・確認者を記録すること。
- ・送迎は本人確認・事前合意ルートで実施し、移動開始・到着の報告を行うこと。
- ・乳幼児の就寝はうつ伏せ長時間放置を禁止し、見守り間隔をあらかじめ定め遵守すること。

5. コミュニケーション・記録

- ・当日の活動内容・食事水分・排泄・体調変化・けがやヒヤリ事案を当日中に記録し、保護者と運営に共有すること。
- ・写真や動画の取得は事前同意がある場合に限り業務目的で最小限とし、保存期間・共有先を明示すること。
- ・中長期の振り返りに資するよう、記録の保存年限とアクセス権限を定め遵守する。

6. 通報・報告・連絡フロー

- ・生命・身体の危険が切迫している場合は119または110へ直ちに通報すること。

- ・虐待の疑いを把握した場合は児童相談所虐待対応ダイヤル189へ速やかに通告すること。
- ・上記初動と並行して、運営責任者へ即時報告し、当該従事者の一時業務停止等の安全確保措置を講じること。
- ・事案発生時刻・状況・対応・連絡先・通報先・関係者反応を事実と所感を区別して記録すること。
- ・医療機関の受診が必要と判断される場合、受診手配・結果を速やかに共有すること。

7. 再発防止・第三者評価

- ・新任従事者に対し、虐待防止・不適切保育防止・性暴力防止・通報初動の研修を従事開始前に実施する。

- ・年1回以上、最新の法令・指針・事例を踏まえた理解度確認付きの研修を実施する。

- ・研修の実施日・内容・受講者・評価を記録・保存する。

8. 研修計画（年次）

新任：虐待防止/不適切保育、性暴力防止、事案シミュレーション。

年次：ケースレビュー、法令・指針更新（1h）、テスト。

9. 個人情報・記録管理

- ・児童・保護者の個人情報は利用目的を限定し、最低限の収集・暗号化保管・アクセス権限制御を行う。

- ・事案関連の記録は定めた年限保管し、外部提供の可否・手続を明記する。

- ・開示請求・監査への対応手順を定め、要請時は遅滞なく履行する。

参考資料

- ・こども家庭庁「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応」（2025年9月改訂）

- ・厚生労働省「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」（2021年3月）

- ・厚生労働省「子どもの預かりサービスのマッチングサイトに係るガイドライン（令和3年改訂）」

- ・こども家庭庁「児童相談所虐待対応ダイヤル 189」案内ページ

※自治体の指導・助言、関連法令の改正、指針の更新に伴い、本マニュアルは随時改定します。

改版履歷

[illegible]